## 担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	使用許可事項の変更等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	ぬまべ多目的スポーツパーク管理運営規則 第3条第3項
例 規 番 号	令和4年教育委員会規則第3号

## 【基準】

第3条の規定による。

(使用の許可申請等)

- 第3条 条例第5条の規定により条例第3条第1号で規定する多目的グラウンド(以下「多目的グラウンド」という。)の使用許可を受けようとする者は、ぬまべ多目的スポーツパーク多目的グラウンド使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 使用許可申請書は、使用しようとする日(以下「使用期日」という。)の1箇月前の初日から 使用しようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別な 事由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 使用許可申請書の記載事項を変更し、又は使用を取り消し、若しくは使用を中止しようとするときは、使用期日前又は使用期日にその理由を付して教育委員会の承認を得なければならない。

標準処理期間 1日

備考